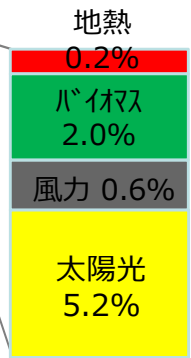
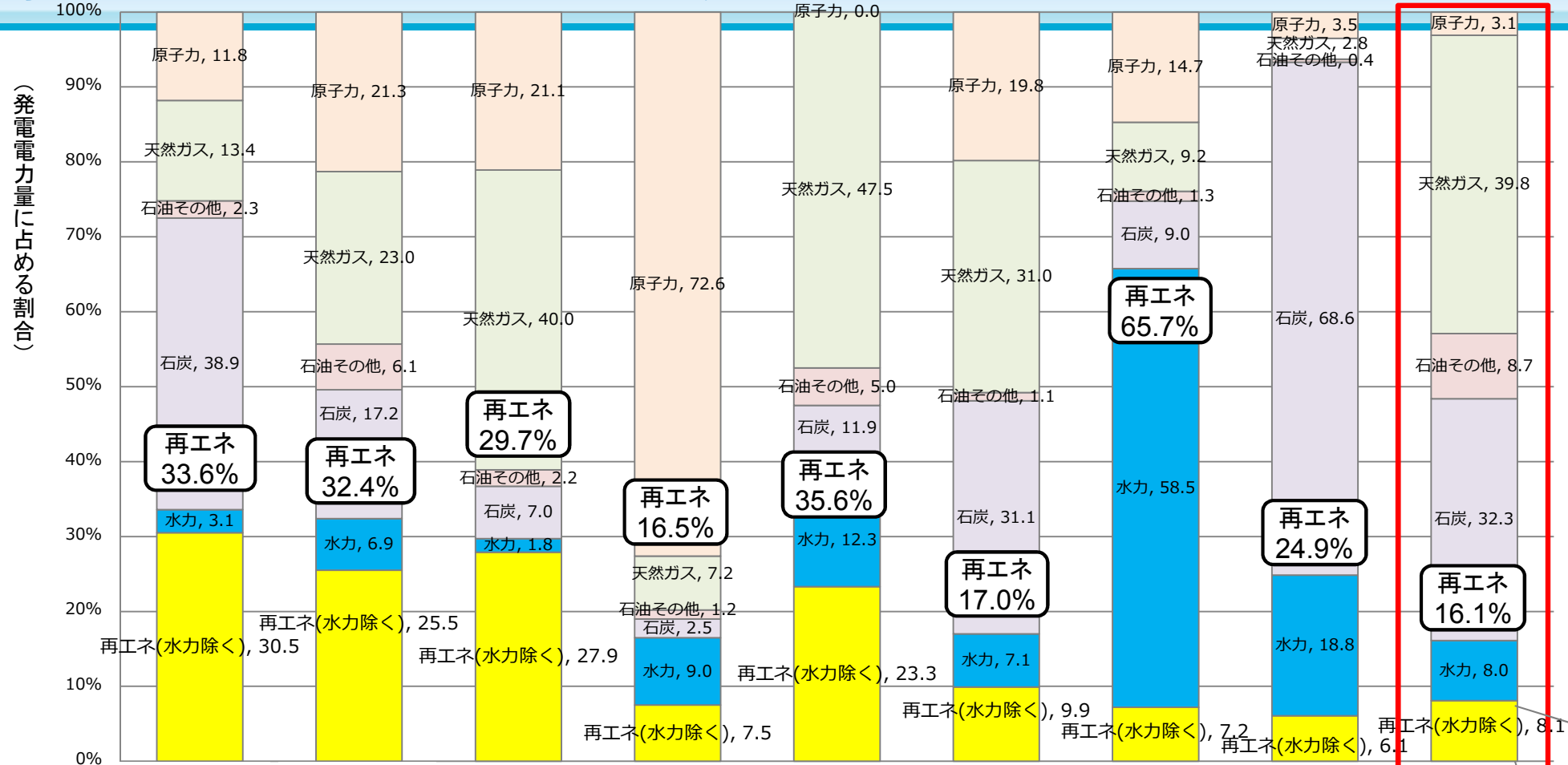


洋上風力発電の推進に向けた取組(報告)

令和元年5月15日
国土交通省 港湾局

主要国の再生可能エネルギーの発電比率



主要再エネ ※水力除く	風力 16.4%	風力 18.0%	風力 14.9%	風力 4.4%	太陽光 8.6%	風力 6.1%	風力 4.7%	風力 3.8%	太陽光 5.2%※
目標年	①2025年 ②2035年	2020年	2030年	2030年	2020年	2035年	— (国家レベルでは定めていない)	2020年	2030年

再エネ導入 目標比率	①40~ 45% ②55~ 60% 総電力比率	40% 総電力比率	44%(※) 総電力比率 (※) 複数存在するシナリオの1つ。	40% 総電力比率	35~38% 総電力比率	80% クリーンエネルギー (原発含む)総電力比率	— (国家レベルでは定めていない)	15% 1次エネルギーに 占める非化石比率	22~24% 総電力比率 (出典) 資源エネルギー庁調べ。
---------------	-------------------------------------	--------------	---------------------------------------	--------------	-----------------	---------------------------------	----------------------	-----------------------------	-------------------------------------

※四捨五入の関係で合計が一致しない

課題① 占用に関する統一的なルールがない

- ・ 海域の大半を占める一般海域は海域利用（占用）の統一ルールなし（都道府県の占用許可は通常3～5年と短期）
- ・ 中長期的な事業予見可能性が低く、資金調達が困難。

課題② 先行利用者との調整の枠組みが不明確

- ・ 海運や漁業等の地域の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しない。

課題③ 高コスト

- ・ FIT価格が欧州と比べ36円/kWhと高額。
- ・ 国内に経験ある事業者が不足。

課題④ 系統につなげない・負担が大きい

課題⑤ 基地となる港湾が必要

課題⑥ その他の関連制度でも洋上風力の促進を図るべき

再エネ海域利用法の創設により実現

対応策【課題①】
・国が、洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定し、公募を行って事業者選定、長期占用を可能とする制度を創設。

→FIT期間とその前後に必要な工事期間を合わせ、十分な占用期間（30年間）を担保し、事業の安定性を確保。

対応策【課題②】
・関係者間の協議の場である協議会を設置。地元調整を円滑化。
・区域指定の際、関係省庁とも協議。他の公益との整合性を確認。

→事業者の予見可能性を向上、負担を軽減。

対応策【課題③】
・価格等により事業者を公募・選定。

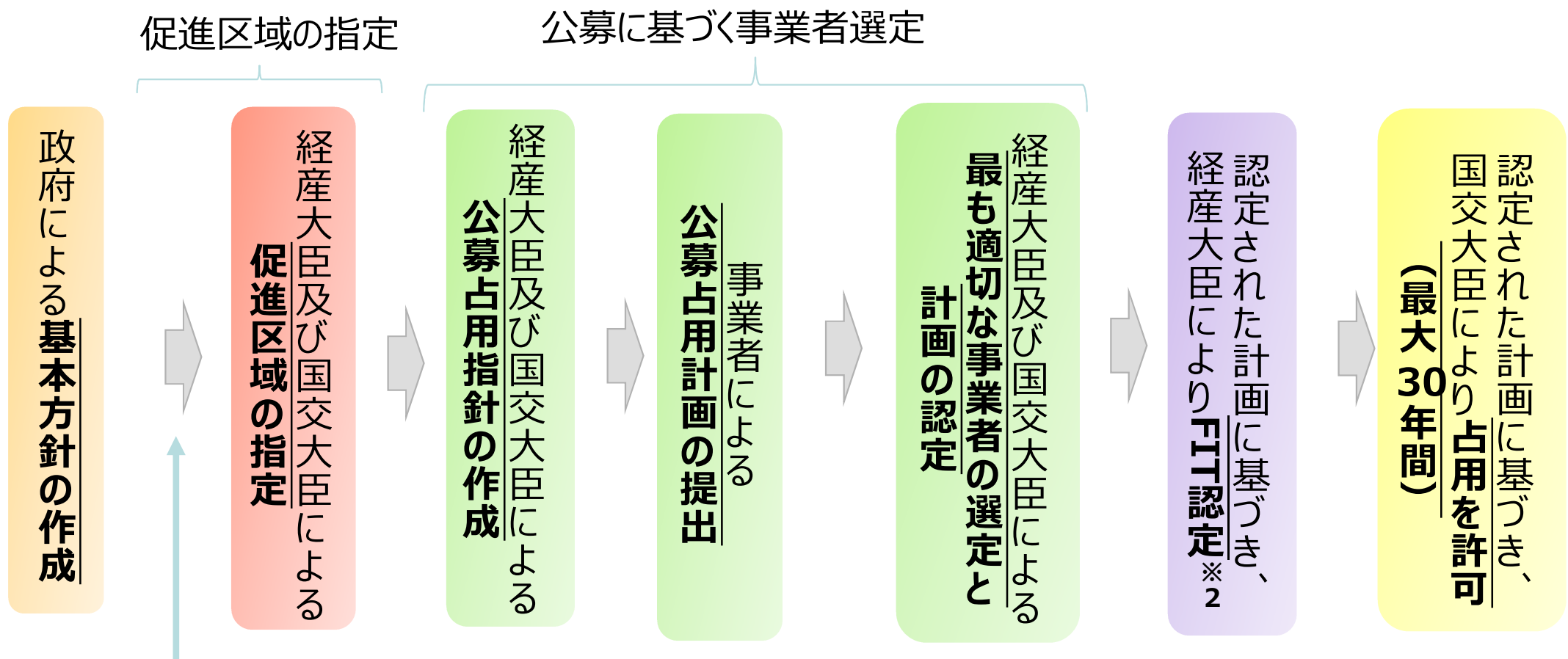
→競争を促してコストを低減。

港湾法と再エネ海域利用法との占用公募制度の比較

	港湾法	再エネ海域利用法
基本方針	—	政府が策定
対象区域	港湾区域内の水域等	一般海域のうち経済産業大臣及び国土交通大臣が指定する区域
対象施設	長期にわたり水域等を占用する公共の利益の増進を図る上で有効と認められる施設等(洋上風力発電施設等)	長期にわたり海域を占用する海洋再生可能エネルギー発電設備
協議会の組織	—	経済産業大臣、国土交通大臣及び都道府県知事
公募占用指針の策定 公募占用計画の選定・認定	港湾管理者	経済産業大臣及び国土交通大臣 ※価格も含む総合評価により選定
基地港湾	—	公募占用指針等に規定
認定(占用許可)の期間	最大20年	最大30年
FIT法との関係	— (事業者は占用許可を得た後にFIT認定の申請)	事業者は、公募占用計画の内容に基づきFIT認定を申請 ※選定事業者はFIT法の落札者とみなす
占用許可	港湾管理者	国土交通大臣

再エネ海域利用法(H3 1.4施行)の概要

- 再エネ海域利用法※¹に基づく、具体的な手続きの流れは以下のとおり。



経産大臣及び国交大臣による
区域の状況の調査

農水大臣、環境大臣等の関係行政機関の長への協議

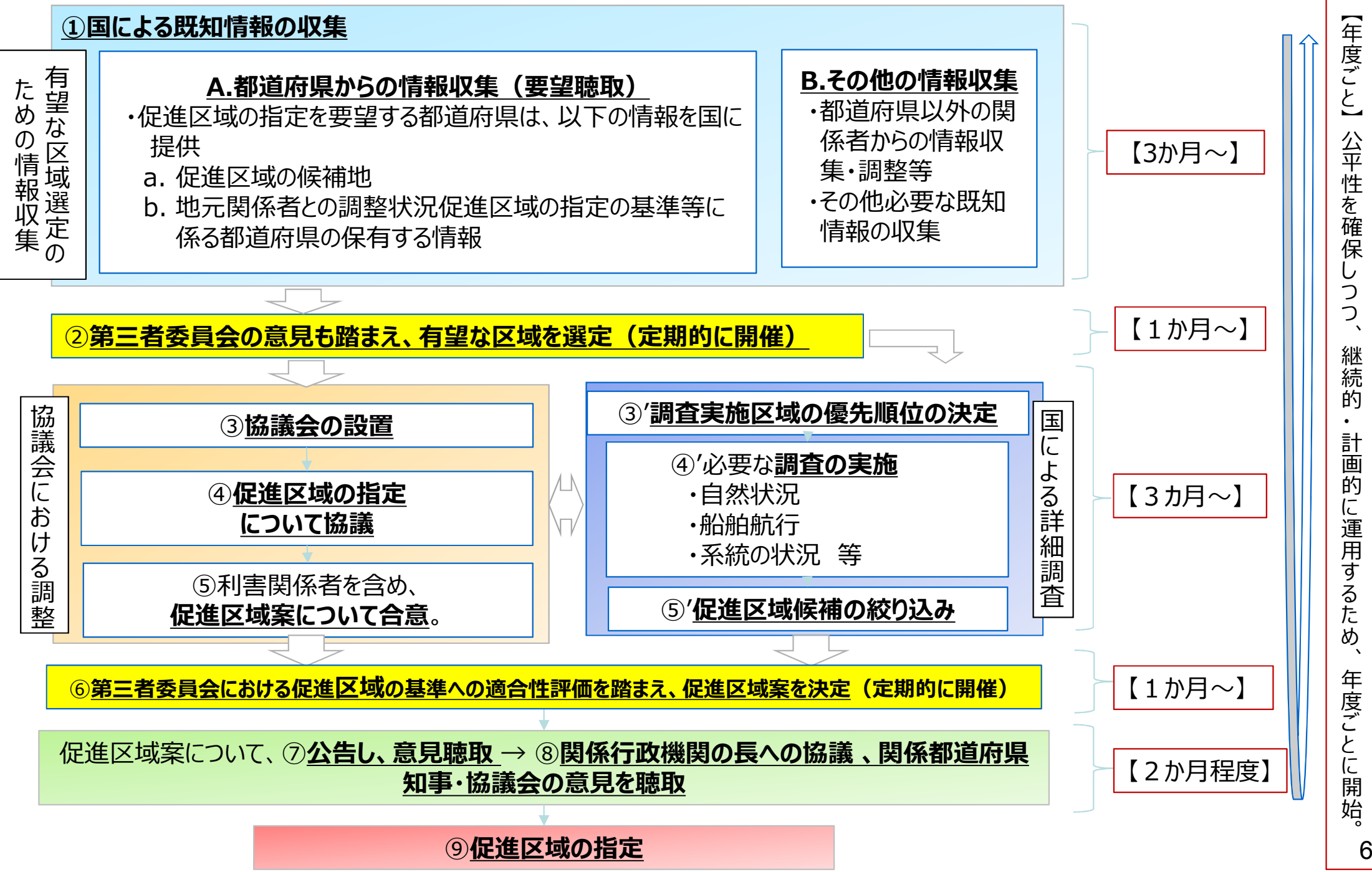
先行利用者等をメンバーに含む
協議会の意見聴取

区域指定の案について公告
(利害関係者は意見提出が可能)

※¹ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

※² 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

促進区域の指定① ～促進区域の指定のプロセス～



促進区域の指定② ～指定基準の概要～

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

基地港の計画的な整備

日本風力発電協会 (JWPA) 要望

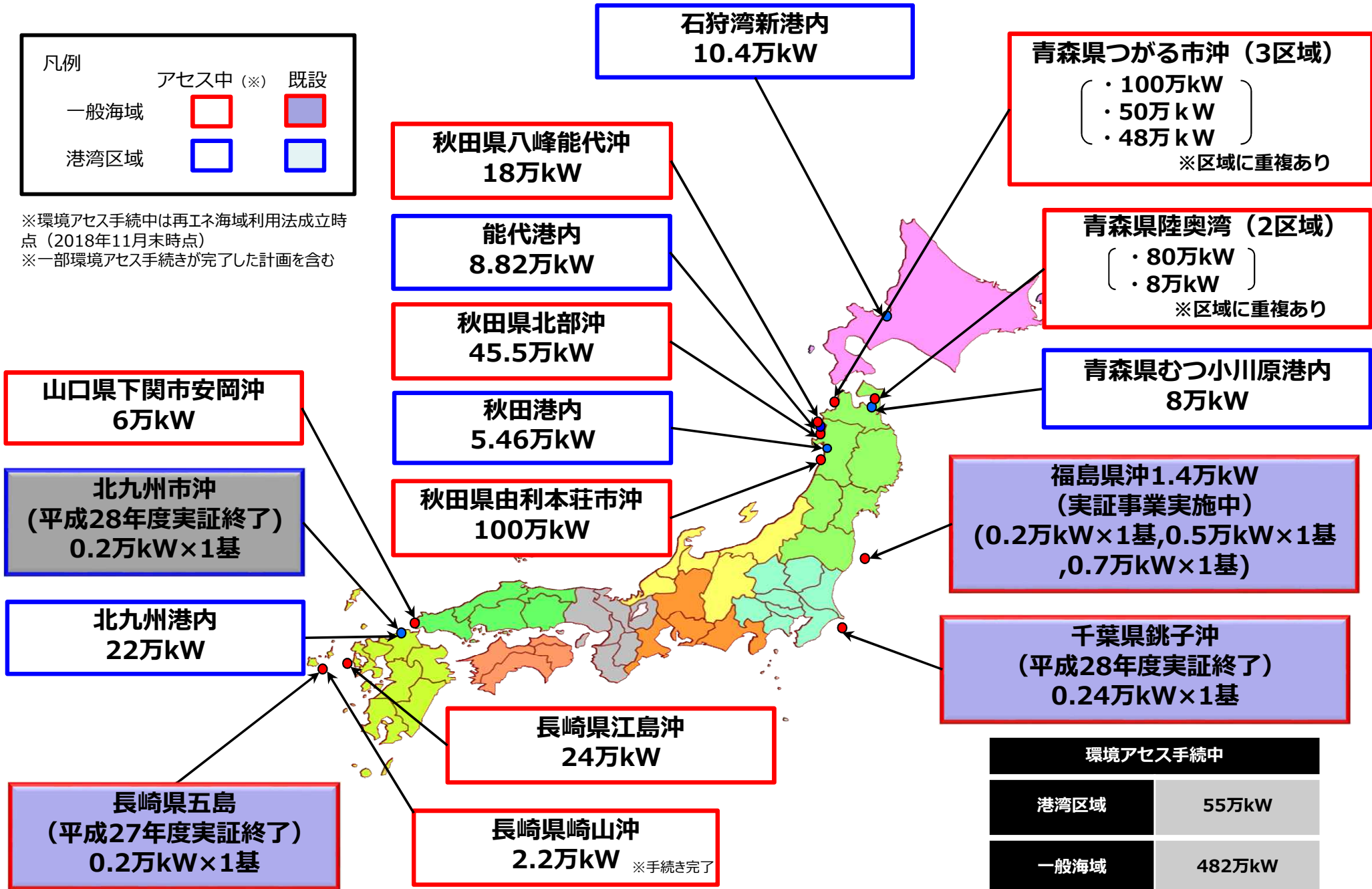
- 港湾施設については、2020年以降早期着工を目途とした洋上風力発電事業が円滑に進められるよう、洋上風力発電の設置（風車機器の荷受け・荷出し、プレアッセンブル等）に必要な機能を有した複数の港を確保いただくことが肝要であり、当該港湾の整備や欧州の例に見られるようなリース方式の導入、又はリース制度の創設が必要であると思料いたします。



風力発電の導入及び計画

凡例	アセス中(※)	既設
一般海域		
港湾区域		

※環境アセス手続中は再エネ海域利用法成立時点(2018年11月末時点)
 ※一部環境アセス手続が完了した計画を含む



(参考資料)

公募に基づく事業者選定① ～公募プロセスの全体像～

<促進区域の指定>

<「占用公募制度の運用指針（仮称）」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項
(参加資格等)

都道府県知事と学識経
験者への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

国が行う
調査
(公募に当
たり必要
な情報の
提供)

【2か月～】

➢ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

<公募の実施>

公募開始
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査（事務局で審査）

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

【原則6か月】

➢ 公募に必要な期間は原則6か月

【2か月～】

➢ 適合審査に必要な期間は2か月程度

【3か月～】

➢ 評価に必要な期間は3か月程度

<事業者選定>

公募に基づく事業者選定② ～総合評価方式～

<総合評価方式（価格点と技術点）の配点について>

- 本洋上風力発電に係る公募については、事業実現性に係る要素も重要であるため、**加算方式を基本として検討**。

$$\text{※総合評価点（240点）} = \text{価格点（120点）} + \text{技術点（120点）}$$

<価格点の配点について>

- この際、洋上風力発電は日進月歩で技術革新とコスト低減が進んでいることを踏まえ、**最低価格を提案したトップランナーを基本として評価**。このため、**加算方式を採用するに当たっては価格点は、次式により評価**。

$$\text{※価格点（120点）} = (\text{最低入札価格/提案価格}) \times (\text{基準点（満点）})$$

- なお、加算方式の場合、**事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点**は、当初は**1：1**とし、引き続き方式の精査を図り、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討。

<技術点の配点について>

- 確実な事業実施の観点からは、事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電設備の設置には地元理解は不可欠。このため、**地域との調整等に関連する要素について十分配慮する必要がある**。

$$\text{※技術点（120点）} = (\text{事業実施能力}) + (\text{地域との調整等})$$

- 具体的には、地域と結びつきの強い他の入札事例も踏まえ、**事業実施能力と地域との調整等の配点は、2：1（約33%）程度とする**。

（参考）地域貢献の点数割合

響灘（港湾区域における洋上風力発電）：約33%、 福岡空港：5%、 島根刑務所：15%

2018年12月10日

国土交通省 港湾局長 下司 弘之 様

一般社団法人 日本風力発電協会
代表理事 加藤 仁



洋上風力発電の導入促進に不可欠な港湾施設の確保・整備について（お願い）

謹啓 日頃より我が国の風力発電産業の発展に向けた貴省のお取り組みに対し、弊協会といたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、第197回臨時国会の衆参両院本会議において「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」が全会一致をもって可決し、12月7日に公布されました。我が国における洋上風力発電の導入促進に向けては非常に大きな契機であり、貴省には多大なるご尽力を賜りましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

また、ご存知の通り、より大規模な開発が可能な一般海域における洋上風力発電事業の実施に向け、風力発電事業者は一般海域の利用に関する根拠法が早期に整備されることを見越して、2020年以降の早い時期での工事着手を日途として海域調査や環境アセスメント及び系統接続等の諸手続きを進めております。

上述しました状況の下で、我が国における洋上風力発電の円滑な導入促進と効率的な維持運営管理体制の構築を実現するためには、計画的且つ累加的な導入を踏まえた国主導による導入促進エリアと一体的な港湾施設の確保が不可欠であります。

特に、港湾施設については、2020年以降早期着工を日途とした洋上風力発電事業が円滑に進められるよう、洋上風力発電の設置（風車機器の荷受け・荷出し、プレアッセンブル等）に必要な機能を有した複数の港を確保いただくことが肝要であり、当該港湾の整備や欧州の例に見られるようなリース方式の導入、又はリース制度の創設が必要であると思料いたします。

さらに、今後、我が国において洋上風力発電が広く受け容れられて導入が拡大していくためには、国による一貫した海洋・エネルギー政策の下での経済的な自立化を図る必要があると共に、新たな産業を創出・育成するためのご支援が欠かせないと懸念いたします。そのためにも、将来的には風車関連製造業の誘致やメンテナンス・トレーニング施設など複合的な機能を有し、また浮体式への展開も視野に入れた港湾として、長期計画に基づき整備することを念頭に置いていただくことが望ましいと思料いたします。

つきましては、長期安定的な産業需要及び地域雇用を生み出す可能性を有している洋上風力発電の導入促進に不可欠な港湾施設を、港湾区域等のみならず一般海域も含めた本格的な洋上風力発電事業の工事着手に合わせて早急に確保・整備していただきたく、ご検討並びにご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白